

議案第 85 号

川崎市市税条例等の一部を改正する条例の制定についての市長の専決処
分の承認について

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、議会の議決すべき事件について
特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると
認め、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、
承認を求める。

平成 27 年 5 月 25 日提出

川崎市長 福田 紀彦

専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、川崎市市税条例等の一部を改正する条例の制定について次のとおり専決処分する。

平成27年 3 月 3 1 日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市市税条例等の一部を改正する条例

(川崎市市税条例の一部改正)

第1条 川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第20条第1項第2号ア(ホ)中「法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額（保険業法に規定する相互会社にあつては、令第45条の3の2において準用する令第6条の23の2の規定により算定した純資産額）」を「法第292条第1項第4号の5に規定する資本金等の額」に、「において同じ」を「及び第3項において同じ」に改め、同条に次の1項を加える。

3 資本金等の額を有する法人（保険業法に規定する相互会社を除く。）の資本金等の額が、資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額に満たない場合における第1項第2号の規定の適用については、同号中「資本金等の額が」とあるのは、「資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額が」とする。

附則第 8 項第 6 号中「附則第 1 5 条第 3 4 項」を「附則第 1 5 条第 3 6 項」に改め、同項第 7 号中「附則第 1 5 条第 3 7 項」を「附則第 1 5 条第 3 9 項」に改め、同項第 8 号中「附則第 1 5 条第 3 8 項」を「附則第 1 5 条第 4 0 項」に改める。

(川崎市市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第 2 条 川崎市市税条例の一部を改正する条例（平成 2 6 年川崎市条例第 2 1 号）の一部を次のように改正する。

附則第 1 項第 2 号中「第 6 4 条第 1 項」の次に「（第 2 号ア(イ)及び(ウ)に係る部分に限る。）」を加え、「第 7 項」を「第 8 項」に改め、同項第 3 号中「附則第 1 2 項」を「第 6 4 条第 1 項（第 2 号ア(イ)及び(ウ)に係る部分を除く。）」の改正規定並びに附則第 1 2 項」に、「、第 6 項及び第 7 項」を「から第 7 項まで及び第 8 項」に改める。

附則第 7 項の表中「附則第 7 項」を「附則第 8 項」に改め、同項を附則第 8 項とし、附則第 6 項を附則第 7 項とし、附則第 5 項を附則第 6 項とし、附則第 4 項中「第 6 4 条第 1 項」の次に「（第 2 号ア(イ)及び(ウ)に係る部分に限る。）」を加え、同項の次に次の 1 項を加える。

5 新条例第 6 4 条第 1 項（第 2 号ア(イ)及び(ウ)に係る部分を除く。）の規定は、平成 2 8 年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成 2 7 年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の改正規定は公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第 1 条の規定による改正後の川崎市市税条例（以下「新条例」という。）

第 20 条第 1 項第 2 号及び第 3 項の規定は、平成 27 年 4 月 1 日（以下「適用日」という。）以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び適用日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、適用日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び適用日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

3 地方税法等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 2 号）による改正後の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。以下「新法」という。）第 321 条の 8 第 1 項の規定によって申告納付する法人で法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）第 71 条第 1 項（同法第 72 条第 1 項の規定が適用される場合を除く。）に規定する申告書を提出する義務があるもの並びに新法第 321 条の 8 第 2 項の規定によって申告納付する法人及び同条第 3 項の規定によって納付する法人の適用日以後に開始する最初の事業年度分の法人の市民税及び適用日以後に開始する最初の連結事業年度分の法人の市民税については、新条例第 20 条第 1 項第 2 号及び第 3 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

理 由

地方税法等の一部を改正する法律が平成 27 年 3 月 31 日に公布され、市民税、軽自動車税等について一部改正が行われたが、そのうち法人の市民税の均等割の税率区分の基準を見直すこと等については同年 4 月 1 日から、改定後の原動機付自転車、2 輪の軽自動車等に係る軽自動車税の税率の適用を平成 27 年度以後の年度分からとされていたものを平成 28 年度以後の年度分からとすることについては公布の日から施行されることとなり、早急に川崎市市税条例等の一部を改正する条例を制定する必要性が生じたため